

「金属キャスクバスケット用アルミニウム合金事例規格廃止に関する追加御質問への回答の提示」（2016. 1. 28 提出）の再発防止対策見直し箇所の前後比較

見直し前 （2016. 1. 28 提出）	見直し後 （今回）	備考
<p>3. 他の JSME 規格（主に技術評価済規格）への水平展開の必要性等</p> <p>(5) 【再発防止対策 2-2】の水平展開要否 今後の規格策定プロセスへの反映事項であるため、基本的には水平展開の対象外である。また、軽水炉材料規格においては ASME 相当材を特定の上、ASME Sec. II 規定値をレファレンスに統一的に物性値を設定しているため、実質的には材料専門委員会による審議や承認が必須条件となっており、その点からも問題はないと判断する。 <u>ただし上記 (4) で材料専門委員会による確認を行う金属キャスク構造規格で独自に物性値を設定した材料規格については、材料専門委員会に承認、若しくはそれに準じるオーソライズを依頼することとする。</u></p>	<p>3. 他の JSME 規格（主に技術評価済規格）への水平展開の必要性等</p> <p>(5) 【再発防止対策 2-2】の水平展開要否 今後の規格策定プロセスへの反映事項であるため、基本的には水平展開の対象外である。また、軽水炉材料規格においては ASME 相当材を特定の上、ASME Sec. II 規定値をレファレンスに統一的に物性値を設定しているため、実質的には材料専門委員会による審議や承認が必須条件となっており、その点からも問題はないと判断する。 <u>ただし上記 (4) で材料専門委員会による確認を行う金属キャスク構造規格で独自に物性値を設定した材料規格については、「発電用設備規格委員会における材料関連規格の審議方法に関する規約」に従い、材料専門委員会において既存の規格の妥当性に関する審議を行う。原子力専門委員会は、材料専門委員会における審議結果を踏まえた審議を行ったうえで、材料専門委員会での審議結果とそれに対する見解とともに、規格委員会に審議結果を報告する。規格委員会は、これを基にした審議を行い、当該規格に対する措置を決定する。なお、この際、材料専門委員会での可決は必須としない。</u></p>	<p>機械学会発電用設備規格委員会では、金属キャスク構造規格で独自に物性値を設定した材料規格の改定検討において、材料審議の進め方を議論し、新たに「発電用設備規格委員会における材料関連規格の審議方法に関する規約」を策定した。</p> <p>既提出の再発防止対策を記載した文書のうち、金属キャスク構造規格で独自に物性値を設定した材料規格の審議の進め方については、上記規約に則り一部修正を行うこととした。</p> <p>なお、同文書の【別紙 1】金属キャスクバスケット用アルミニウム合金事例規格廃止に関する要因分析の表中の記載についても、同様な修正を実施した。</p>